

令和4年山形村議会第3回定例会

議事日程（第3号）

令和4年9月20日（火曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 4 請願第 2 号
- 日程第 3 4 請願第 3 号
- 日程第 4 4 陳情第 4 号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 認定第 1 号
- 日程第 6 認定第 2 号
- 日程第 7 認定第 3 号
- 日程第 8 認定第 4 号
- 日程第 9 認定第 5 号
- 日程第 10 認定第 6 号
- 日程第 11 認定第 7 号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 12 議案第 50 号
- 日程第 13 議案第 51 号
- 日程第 14 議案第 52 号
- 日程第 15 議案第 53 号
- 日程第 16 議案第 54 号
- 日程第 17 議案第 55 号
《追加提案、審議、表決》
(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 18 発議第 3 号
日程第 19 発議第 4 号
日程第 20 発議第 5 号
日程第 21 議会改革推進検討特別委員会の設置について
日程第 22 議会改革推進検討特別委員会委員及び委員長の選任について
日程第 23 閉会中の所管の事務調査の申し出について
日程第 24 議員派遣の件について
閉会宣告
-

出席議員（11名）

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 番 小 出 敏 裕 君 | 2 番 竹 野 入 恒 夫 君 |
| 3 番 百 瀬 昇 一 君 | 5 番 小 林 幸 司 君 |
| 6 番 福 澤 倫 治 君 | 7 番 春 日 仁 君 |
| 8 番 大 月 民 夫 君 | 10 番 上 條 倫 司 君 |
| 11 番 大 池 俊 子 君 | 12 番 新 居 禎 三 君 |
| 13 番 百 瀬 章 君 | |

欠席議員（1名）

- 9 番 三 澤 一 男 君
-

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 村 長 本庄利昭 君 | 副 村 長 赤羽孝之 君 |
| 教 育 長 根橋範男 君 | 代 表 監 査 員 住吉 誠 君 |
| 総務課長兼
会計管理者 篠原雅彦 君 | 企 画 振 興 課 藤沢洋史 君 |
| 税 務 課 長 箕町通憲 君 | 住 民 課 長 中川俊彦 君 |
| 保 健 福 祉 課 古畑佐登志 君 | 子 育 て 支 援 課 長 堤 岳志 君 |

産業振興
課 長 村田鋭太 君

建設水道
課 長 宮澤寛徳 君

教育次長 小林好子 君

総務課
財政係長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

◎開議宣告

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（百瀬 章君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（百瀬 章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、10番、上條倫司議員、11番、大池俊子議員を指名します。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（百瀬 章君） 委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております。請願・陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日 仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る9月15日に委員会審査を行い、4請願第2号『『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書』採択を求める請願書』については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

引き続き報告いたします。

4請願第3号『『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書』採択を求める請願書』については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中の意見では、30人規模学級の実現を明確に表記し、要請していく必要があるのではないかとの意見がありました。

引き続き報告いたします。

4請願第4号『『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を長野県知事に求める請願書』については採択とし、措置として、長野県知事、長野県議会議長に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中の意見では、経済的負担については、へき地や教職員に限ったことではないので、請願理由の再考を求める意見がありました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について討論、採決を行います。

日程第2、4請願第2号『『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書』採択を求める請願書』について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 討論もないようですので、以上で討論を終結して、直ちに採決

したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は、採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、4請願第2号「『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書』採択を求める請願書」については、採択と決定しました。

日程第3、4請願第3号「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書』採択を求める請願書」について、討論、採決を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないようですので、討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は、採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、4請願第3号「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書』採択を求める請願書」については、採択と決定しました。

日程第4、4請願第4号「『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を長野県知事に求める請願書」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) 討論もないようですので、討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は、採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、4 請願第 4 号「『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を長野県知事に求める請願書」については、採択と決定しました。

◎認定第 1 号～認定第 7 号

○議長（百瀬 章君） 既提出議案の審議、表決を行います。

日程第 5、認定第 1 号から、日程第 11、認定第 7 号までの既提出議案を一括議題として、審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります
が、ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇）

○総務産業常任委員長（竹野入恒夫君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の
審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る 9 月 14 日の審査の結果、次の
とおり決定しましたので、議会会議規則第 77 条の規定により報告します。

認定第 1 号「令和 3 年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」の所管の款・
項、認定第 5 号「令和 3 年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定につ
いて」、認定第 6 号「令和 3 年度山形村水道事業会計決算認定について」、認定第 7 号
「令和 3 年度山形村下水道事業会計決算認定について」、以上の 4 議案につきましては、
いずれも原案可決すべきものと決定しましたのでご報告申し上げます。ご審議をお願
いいたします。

○議長（百瀬 章君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日 仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月15日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号「令和3年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」の所管の款・項、認定第2号「令和3年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「令和3年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第4号「令和3年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、以上の4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定しましたので、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

それでは、認定第1号「令和3年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 討論もないようですので、以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号「令和3年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号「令和3年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号「令和3年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号「令和3年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号「令和3年度山形村水道事業会計決算認定について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号「令和3年度山形村下水道事業会計決算認定について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第50号～議案第55号

○議長（百瀬 章君） 引き続き、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第12、議案第50号から、日程第17、議案第55号までの既提出議案を一括議題として、審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇）

○総務産業常任委員長（竹野入恒夫君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月14日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第50号「令和3年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」、議案第51号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第52号「令和4年度山形村一般会計補正予算（第4号）」の所管の款・項、議案第55号「令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第2号）」、以上の4議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しましたので、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日 仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月15日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第52号「令和4年度山形村一般会計補正予算（第4号）」の所管の款・項、議

案第53号「令和4年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第54号「令和4年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」、以上の3議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しましたので、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第12、議案第50号「令和3年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13、議案第51号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可

決することに決定しました。

日程第14、議案第52号「令和4年度山形村一般会計補正予算（第4号）」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15、議案第53号「令和4年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16、議案第54号「令和4年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17、議案第55号「令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で既提出議案の審議、表決は終了しました。

ここで先ほど採択となりました請願・陳情に関する意見書作成等議案整理のため、暫時休憩します。休憩。

(午後 2時 1分)

○議長(百瀬 章君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 2時 3分)

◎発議第3号

○議長(百瀬 章君) 日程第18、発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

(7番 春日 仁君 登壇)

○7番(春日 仁君) 発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思えます。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることが大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが必要であり、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなどの拡充を求める意見書を関係機関へ提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

ご審議をお願いいたします。

○議長(百瀬 章君) 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案件は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決さ

れました。

◎発議第4号

○議長（百瀬 章君） 日程第19、発議第4号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

（7番 春日 仁君 登壇）

○7番（春日 仁君） 発議第4号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思えます。

2021年度から5年計画で小学校での35人学級が実現することになりましたが、中学校は40人のままとなっています。

「新たな生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。また、学校現場では感染症対策や心のケア、学びの保障など、様々な解決すべき課題に対して不断の努力を続けていますが、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と教職員定数の改善が不可欠です。

そこで、どの子にも行き届いた教育を実現するために、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求めること。また、複式学級の学級定員を引き下げることを関係機関へ意見書として提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案件は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号

○議長(百瀬 章君) 日程第20、発議第5号『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

(7番 春日 仁君 登壇)

○7番(春日 仁君) 発議第5号『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を長野県知事に求める意見書について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思えます。

長野県は、2006年度よりへき地手当率を国の基準から大幅に少ない額に減額し、現在においてもその額は文部科学省令の3分の1程度にとどまっています。へき地手当の月額については、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるとなっており、またその原資については基準に基づき国から県に交付されており、近隣県ではこれに準拠して支給をしています。

へき地学校を取り巻く生活環境や交通事情等は改善されていますが、一方で都市部の地域の社会的・経済的諸条件は向上しており、相対的な格差は一層拡大しています。

こうした状況にもかかわらず、へき地手当率の改善が行われなければ、へき地校での教職員配置をはじめ、へき地教育にますます大きなゆがみが生じることは必至であり、長野県の教育水準の維持及び地方自治体の将来の担い手育成にも大きな影響を与

えることにもなりかねません。

以上のことから、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、長野県知事及び長野県議会議長です。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案件は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎議会改革推進検討特別委員会の設置について

○議長（百瀬 章君） 日程第21「議会改革推進検討特別委員会の設置について」を議題とします。

お諮りします。本案件については、議会委員会条例第5条第1項の規定により、議会改革推進検討特別委員会を設置し、議会改革の推進及び検討を行うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。よって、議会改革推進検討特別委員会を設置することに決定いたしました。

◎議会改革推進検討特別委員会委員及び委員長の選任について

○議長（百瀬 章君） 日程第22「議会改革推進検討特別委員会委員及び委員長の選任」を行います。

議会改革推進検討特別委員会の委員については、去る9月6日に行われた全員協議会において、議員全員とし、また、委員長については議長が指名することとしておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。

議会改革推進検討特別委員会委員に、議員全員を選任いたします。

また、委員長には新居禎三議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました、新居禎三議員を議会改革推進検討特別委員会の委員長とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。

ここで委員長に選任された新居禎三議員からあいさつがあります。

新居禎三議員。

（12番 新居禎三君 登壇）

○12番（新居禎三君） ただいま指名されました、議会改革特別推進検討委員会の委員長に指名されました新居禎三であります。

ご存じのように、今年3月の議員選挙において、新しい人材の立候補というものが全くありませんでした。そういう意味で、我々自身から議会を開かれた議会に改革していかなければならないと思っておりますので、皆さんとともに一緒に考えながら、開かれた議会をつくっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

また、本日、全員協議会終了後に第1回目の議会改革推進検討特別委員会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長（百瀬 章君） 日程第23「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書が

お手元に配付のとおり、提出されました。

お諮りします。閉会中の事務調査事項については、各委員長の申出のとおり、承認することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお所管の事務調査をすることに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長(百瀬 章君) 日程第24「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長(百瀬 章君) ここで、村長より閉会のあいさつがあります。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 令和4年第3回議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨夜は史上最強クラスの台風14号が最接近いたしましたので、農作物などの被害を心配しておりましたが、幸い当村においては大きな災害に至らず、ほっとしているところであります。

本定例会は、9月6日の開会以来、本日に至るまで15日間にわたり開催されてまいりました。

会期中には、人事案件が1件、令和3年度の山形村一般会計など7会計の決算認定と、水道事業の剰余金の処分について1件、条例の一部改正が1件、令和4年度の補

正予算4件の、計14件の議案を上程いたしました。各議案については、本会議、議会全員協議会、各常任委員会において、それぞれ慎重にご審議をいただき、原案のとおりお認めをいただき、改めて感謝を申し上げます。

本定例会の会期中に議員の皆様からいただきましたご意見、提案などにつきましては、今後の村政運営の参考にさせていただきたいと思っております。

また、本定例会に提出いたしました議案や説明資料に誤りがあり、ご迷惑をおかけいたしましたことにおわびを申し上げます。今後は、事務執行の再点検など、正確な執務の徹底に努めてまいりたいと思っております。

昨夜は、9月8日に逝去されましたイギリスのエリザベス女王の国葬がロンドンのウェストミンスター寺院で執り行われました。我が国では、安倍元総理の国葬が27日に予定されております。当山形村では、自治体としての弔意を表すため、庁舎前に半旗を掲げることにいたしました。また、村民の皆様については、それぞれ個々の自由意思での対応でありますので、ご理解をお願いいたします。

今週末には、広域行政の中でお世話になっております塩尻市の市長選挙が行われます。また、来春には統一地方選挙が予定されております。今後の近隣市村の動向には注意してまいりたいと思っております。

議員各位には、彼岸を迎え、秋も深まってまいりますので、健康に十分ご留意の上、村政発展のため、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。閉会のあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長（百瀬 章君） 以上で、令和4年第3回山形村議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時22分）
